

# 相談センターニュース

## こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された  
滞納家賃を支払ってほしい  
敷金を返してくれない  
大家が賃料を受取ってくれない  
裁判所から訴状が届いた  
借金の保証人を頼まれた  
英会話学校との契約を止めたい  
高額なサイト利用料を請求されている  
未公開株を買わされた  
購入した車が事故車だった  
車の修理代を請求したい  
お金を確実に返してもらえない  
マンション管理費を支払ってもらえない  
隣の地主と境界について争いがある  
隣の犬に噛まれた  
相続人のひとりが行方不明である  
遺言を書きたい  
遺留分請求とはどういう請求？  
畑の名義がひいお爺さんのままだ  
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが  
元夫に財産分与の請求をしたい  
会社をつくりたい  
会社の役員を変更したい  
売掛金を回収したい  
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください！  
司法書士を紹介しています

Q

父は10年以上前に山で遭難しました。生死は不明ですが葬儀も済ませています。父所有名義の不動産を処分できますか？

所有者であるお父様が  
行方不明である以上、お  
父様が売主となって売買  
契約を締結することはで  
きません。しかし、お父  
様に関して失踪宣告を受  
け、相続の手続きを進め  
たうえで、相続人が不動  
産を処分するという方法  
が考えられます。

失踪宣告は、従来の  
住所または居所を去り容  
易に戻る見込みのない者  
につき、その生死が7年  
間明らかでないとき、  
戦争、船舶の沈没、震災  
などの死亡の原因となる  
危難に遭遇してその危難  
が去った後、その生死が  
1年間明らかでないとき

のふたつのケースで、利  
害関係人が請求すること  
により、家庭裁判所が行  
います。

失踪宣告を受けた場合  
は、現実の生死が判明し  
ていなくても法律上死亡  
したものとみなされます  
ので、相続が開始するこ  
とになるわけです。

お父様が行方不明とな  
ってから既に10年以上  
が経過していますので、  
お子さんであるあなたか  
らお父様の失踪宣告を求  
めることができます。

お父様の従来の住所地  
を管轄する家庭裁判所に  
対し、お父様の失踪宣告  
を求める申立てをすれ

ば、一定の調査等を経た  
うえで失踪宣告がなされ  
ることでしょう。

失踪宣告の裁判が確定  
したら、申立人であるあ  
なたが市区町村役場に失  
踪の届出をします。その  
後は、一般の相続と同様  
に遺言や遺産分割協議に  
基づき、相続手続きを進  
めることができますので、  
処分すべき不動産を  
相続した方が、相続登記  
を経たうえで売却するこ  
とも可能です。

ただし、法律上とはい  
え、お父様を死亡したも  
のとみなすことになる結  
果を甘受しなければなり  
ません。

Q

危篤状態の父から「遺言を残したい」と言われました。字も書く  
ことができない状態ですが、何か方法はありますか？

自筆証書遺言は全文、  
日付、氏名の自書が必要  
ですし、公正証書遺言も  
氏名の自書が必要です。  
したがって、ご質問のケ  
ースではいずれの方法も  
利用できません。

このような場合「死亡  
危急時遺言」という特別  
の方法により、遺言を作  
成できます。

この方法で遺言を作成  
しようとする者は、証人  
3名以上の立会いの下、  
そのうちの少なくとも1  
名に対して遺言の趣旨を  
口頭で伝えます。これを  
聞いた証人が筆記し、遺  
言者と他の証人に読み聞  
かせます。各証人が正確

な筆記であることを承認  
して署名押印すること  
により、遺言が作成され  
たこととなります。

口頭で遺言の趣旨を伝  
えることが要件ですの  
で、話もできないような  
植物状態に陥ってしまった  
場合には、もはやこの  
方法も利用できない点に  
ご注意ください。

また、死亡危急時遺言  
が作成された場合、証人  
の内の1名または利害関  
係人が、遺言をした日か  
ら20日以内に家庭裁判  
所に遺言書を提出し「確  
認」の請求をしなければ  
ならないこととされてい  
ます。

家庭裁判所が、遺言者  
の真意による遺言である  
か否かを確認することに  
より、死亡危急時遺言は  
はじめて有効な遺言とな  
ります。作成しただけで  
はまだ完全な遺言ではあ  
りませんので、ご注意く  
ださい。

なお、死亡危急時遺言  
は、まさに生死の際にあ  
る方のために認められた  
特別な方法ですので、遺  
言者が危篤状態を脱して  
自筆証書遺言や公正証書  
遺言の作成ができる程度  
に病状が回復した際は、  
その時から6か月の経過  
によって失効する点にも  
ご注意ください。

## 相談センターから のお知らせ！！

### 任意後見 セミナー & 相談会

10月1日(水)  
13時30分～16時00分  
【浜松会場】  
アクトシティ浜松研修交流  
センター/52 研修交流室  
【静岡会場】  
静岡県司法書士会/会館  
任意後見制度の活用に関  
するセミナーと、司法書士  
による個別の相談会。将  
来の財産管理に不安をお  
持ちの方、ぜひご参加を！

無料/予約不要

### 税理士会と合同の 相続・何でも相談会

10月11日(土)  
13時00分～17時00分  
【浜松会場】  
浜松労政会館  
【静岡会場】  
静岡県司法書士会/会館  
【沼津会場】  
プラザヴェルデ  
登記・調停・遺言・税務...  
相続のことなら何でもご相  
談ください。税理士と司法  
書士がペアで答えます！

無料/予約不要

### 女性のための 女性司法書士による 暴行・DV相談会

【電話相談】  
11月25日(火)～27日(木)  
10時00分～14時00分  
☎ 054-289-3704  
【面談相談】  
11月28日(金)  
10時00分～16時00分  
女性会館あざれあ(静岡)  
いずれも、女性司法書士  
が対応する女性のための  
犯罪被害者相談会です！

無料/面談のみ要予約

ご予約は、県司法書士会まで  
☎ 054-289-3700

# Q

後見制度支援信託という仕組みの運用が始まったと聞きましたが  
どんなものですか？

後見制度支援信託は、平成25年に運用が開始された新しい制度です。成年被後見人の財産の管理方法として「信託」という仕組みを利用しようとするものです。

後見制度支援信託では、入院費や定期的な通院をしている場合の治療費、介護施設の利用料や生活費等、日常の生活資金だけを成年後見人が管理し、それ以外の当面必要とはならない財産は信託銀行に信託します。

信託した財産を成年後見人が払い戻そうとする場合、裁判所の許可が必要となります。

後見制度支援信託の制度が設けられた理由は幾つかありますが、成年後見人が日常に管理する資産を減らすことにより、成年後見人の負担を軽減し、なり手を確保しようとする意図があると説明されます。

成年後見人には、親族か司法書士等の専門家が就任するケースが多いですが、高齢社会の進行に伴い成年後見制度の利用の増加が見込まれる中、司法書士等の専門家が不足するのは時間の問題といわれています。そこで今後は、親族が成年後見人に就任するケースが確

実に増加します。このため、法律の専門家ではない方が、安心して後見業務を行うことができる仕組みが必要となったわけ

です。  
なお、後見制度支援信託の利用が想定される事案では、そもそも本当に利用すべきなのか、利用するとして信託する財産としない財産とをどのように振り分けるか等を決定するため、当初は専門家と親族の二人を成年後見人に選任し、財産管理の方針に目途が立った時点で、専門家である後見人は辞任するという運用が一般的なようです。

1位	東京	13,680件
2位	宮城	5,266件
3位	神奈川	4,839件
4位	静岡	4,334件
5位	愛知	3,387件
6位	広島	3,302件
7位	福岡	3,207件
8位	札幌	2,588件

左の数字は、平成25年度に全国の司法書士会が運営する相談センターに寄せられた相談件数の集計結果です。

お陰様で静岡では、たいへん多くの皆さんに相談センターをご紹介、ご利用いただいております。

さらに県民の皆様のお役に立てるよう、信頼ある相談機関へと成長してまいります！

## 司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】 月曜日～金曜日 14時～17時  
☎ 054-289-3704

ご相談は無料です！

毎週火曜日は「成年後見制度に関する専門の相談員」を配備しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】 静岡会場 静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時  
浜松会場 浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時  
三島会場 三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時  
下田会場 下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時  
細江会場 浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時  
天竜会場 浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

各会場とも「予約制」となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続きや株式の管理 / 成年後見の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 などに対応いたします！